

倉敷高等学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月 策定

いじめに関する現状と課題

【現状】

- ・担任・生徒指導担当教員・人権委員長等が中心となり、いじめの未然防止の取り組みを行っている。
- ・自己主張の苦手な生徒がからかわれるケースが多い。また、SNSによるトラブルも多発している。

【課題】

- ・情報モラル教育の継続、早期発見と適切な対処のための教員研修の充実が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、各部、学年、その他関係部署の教職員が参画し、それぞれの立場から効果的ないじめ問題に対する協議を行う。また、生徒アンケート内でSNS等の利用実態調査を行い、その結果をもとに、関係機関と連携しながら講演会を企画し、生徒への情報モラル教育についての推進を図る。
 - ・いじめの未然防止に向け、生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
 - ・いじめの早期発見のために、各学期にアンケートを実施し、面談週間との連携した実施時期を工夫するとともに、得られた情報の共有を教職員間で図る。
- <重点となる取組>
- ・生徒のSNS利用実態を踏まえ、ネットいじめに関する認識を深め、いじめの認知能力や対応能力向上のための教職員研修を実施する。
 - ・生徒の生命尊重の態度、人権尊重の意識を育成するために人権映画鑑賞などの取り組みを全校で行い、人権教育の充実を図る。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針を保護者へ周知し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得るとともに、PTAとの意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善に活かす。
- ・いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等を周知し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核、相談窓口、いじめ事案への対応。

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回開催(学期ごと)

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の職員連絡会で全教職員に周知。緊急の場合は職員朝礼で伝達。

<構成メンバー>

- ・校外
スクールカウンセラー
- ・校内
校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、各事業部長、教務課長、生徒指導課長、学年主任、人権委員長、養護教諭

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

岡山県総務部総務学事課

<連携の内容>

- ・報告
 - ・外部の関係機関の情報提供
- <学校側の窓口>
- ・教頭

<連携機関名>

倉敷警察署

<連携の内容>

- ・インターネットモラル教室の実施
 - ・情報交換、連絡会議への参加
- <学校側の窓口>
- ・生徒指導課長

学校が実施する取組

①
い
じ
め
の
防
止

(教員研修)

- ・自他の人権を尊重する意識を育成するため、生徒の実態に合わせて題材や資料等の内容を十分に工夫しながら、人権教育の充実を努める。

(生徒会活動)

- ・生徒活動等の特別活動において生徒が自分たちの生活をよりよくしていくために、様々な問題を自分たちで考え、主体的に改善していこうとする取り組みを教職員が積極的に指導・支援することで、生徒の自己指導能力、自己有用感、充実感の育成を図る。

(居場所づくり)

- ・学校行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、生徒が自己有用感、充実感を感じられる学校づくりを進める。

(情報モラル教育)

- ・専門的な知識を持った関係機関等の協力も得ながら、情報を発信する責任の自覚やSNSの危険性、いじめ等のトラブルへの対処方法についての学習を行い、適切にSNSを利用する能力を身に付ける。

②
早
期
発
見

(実態把握)

- ・生徒の実態把握について、定期的なアンケート調査や面談週間の実施等で生徒の生活の様子を十分に把握し、生徒がいじめを訴えやすい環境を整えるとともに、いじめの早期発見を図る。

(相談体制の確立)

- ・生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることができるよう校内の教育相談体制を整備するとともに、スクールカウンセラー等の専門家を積極的に活用し、教育相談体制の充実を図る。

(情報共有)

- ・日々の学校生活の様子の中で小さな変化に気づいた場合、学年団や事業部等で話し合いを行い、教職員間で常に情報の共有を図る。

(家庭への啓発)

- ・学校外の県青少年総合相談センターや教育相談室、県総合教育センター等に設置している面談・電話・Eメールによる相談窓口について、生徒や保護者に対する周知や広報を継続して行う。

③
い
じ
め
へ
の
対
処

(いじめの有無の確認)

- ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けた場合や、その可能性が明らかになった場合は、迅速に経緯等について事実確認を行う。

(いじめへの組織的な対応)

- ・いじめの発見・通報・相談を受けた教職員は、速やかに管理職に報告し、いじめ対策委員会を開催する。
- ・いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめられた生徒を守り通す姿勢で対応する。

(いじめられた生徒とその保護者への支援)

- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒およびその保護者に対して適切な支援を行う。あわせて継続的な面談等を行い、きめ細やかにサポートする。

(いじめた生徒への指導とその保護者への助言)

- ・学校は、「いじめは決して許さない。」という、毅然とした姿勢を示すとともに、相手の心身に及ぼす影響に気付かせるなど再発防止に努める。保護者に正確な情報を伝え、家庭と連携しながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

(いじめが起きた集団への働きかけ)

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせ、いじめを止めることができなくても誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。